目次

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 会計組織(第4条—第6条)

第3章 勘定及び帳簿組織(第7条・第8条)

第4章 予算(第9条—第13条)

第5章 出納取引(第14条—第22条)

第6章 資金(第23条—第27条)

第7章 契約(第28条—第35条)

第8章 決算(第36条—第38条)

第9章 弁償責任及び内部監査(第39条—第41条)

第10章 雑則 (第42条)

附則

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この規則は、国立大学法人室蘭工業大学(以下「本学」という。)の財務及び会計に関する必要な基準を定め、経理の適正を期するとともに、本学の財務状態及び運営状況を明らかにすることにより、その業務の円滑な運営を図ることを目的とする。 (適用範囲)
- 第2条 本学の財務及び会計に関しては、国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。)、国立大学法人法施行令(平成15年政令第478号)及び国立大学法人法施行規則(平成15年文部科学省令第56号)及びその他国立大学法人の財務及び会計に関し適用又は準用される法令等に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(年度所属区分)

第3条 本学の会計取引は、その原因である事実の発生した日により年度所属を区分する ものとする。ただし、その日を決定し難い場合は、その原因たる事実を確認した日によ り年度所属を区分するものとする。

第2章 会計組織

(財務及び会計の統括)

第4条 学長は、本学の財務及び会計に関する事務を統括するものとする。

(事務の分掌及び委任)

- 第5条 学長は、財務及び会計に関する事務を本学の職員に分掌させるとともに、その処理する権限を委任するものとする。
- 2 前項の規定により、事務を処理する職員並びに処理させる事務の範囲及び権限等については別に定める。

(会計単位)

第6条 会計単位は、本学をもって1単位とする。

第3章 勘定及び帳簿組織

(勘定科目)

- 第7条 本学の会計取引は、別に定める勘定科目により区分して整理するものとする。 (帳簿等)
- 第8条 本学は、会計に関する帳簿及び会計伝票を備え、所要の事項を整然かつ明瞭に記録・整理するものとする。
- 2 帳簿及び会計伝票(以下「帳簿等」という。)の保存期間については別に定める。
- 3 帳簿等の記録・保存については、電子媒体によることができる。

第4章 予算

(予算の目的)

第9条 予算は、教育・研究その他の活動の計画に基づき、明確な方針のもとに編成し、 本学の円滑な運営に資することを目的とする。

(予算実施計画等)

- 第10条 学長は、各事業年度における収支計画、資金計画及び予算実施計画(以下「予算 実施計画等」という。)を年度計画等に基づき作成するものとする。ただし、必要があ ると認めるときは、予算実施計画等を変更することができる。
- 第11条 削除
- 第12条 削除

(予算の執行)

第13条 学長は、予算の執行状況を常に明らかにしておくものとする。

第5章 出納取引

(取引金融機関の指定等)

- 第14条 学長は、取引金融機関(郵便局を含む。以下同じ。)を指定するものとする。
- 2 取引金融機関に預金口座又は貯金口座を設ける場合は、学長の名義により行うものと する。ただし、これによりがたい場合については、この限りではない。 (収入)
- 第15条 収入金を収納しようとするときは、その内容を調査し、請求の決定をするととも に、債務者に対して納入すべき金額、期限及び場所を明らかにし、納入の請求をしなけ

ればならない。

(収納)

- 第16条 収入金の収納は、現金、金融機関における口座振替又は口座振込によるものとする。ただし、業務上特に必要のあるときは、他の方法により収納することができる。 (督促)
- 第17条 納入期限までに収納されない債権があるときは、遅滞なく債務者に督促し、収入 の確保を図るものとする。

(債権の免除等)

第18条 徴収不能となっている債権があるときは、その債権の全部若しくは一部を免除し 又はその効力を変更することができる。

(支出)

第19条 支出金の支払をするときは、支出の内容を調査し、支払を決定しなければならない。

(支払)

- 第20条 支払は、原則として金融機関の口座振込又は小切手、口座振替により行うものとする。ただし、業務上特に必要のあるときは、他の方法により支払うことができる。
- 2 支払を行ったときは、領収書を徴しなければならない。ただし、振込の場合は銀行振 込通知書等をもって、これに代えることができる。

(仮払い及び前払い)

第21条 経費の性質上又は業務運営上必要があるときは、仮払い又は前払いをすることが できる。

(部分払い)

第22条 契約により、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要があるときは、部分払いすることができる。

第6章 資金

(資金運用計画)

- 第23条 学長は、年度計画に基づき年次資金運用計画を定めるものとする。
- 2 資金の調達及び運用については、年次資金運用計画に基づき法令の定めるところに従い、有効適切に実施するものとする。

(短期借入金)

- 第24条 一事業年度内において、運営資金が一時的に不足するおそれのある場合は、中期 計画の借入限度額の範囲内において、短期借入金をもってこれに当てることができる。 (長期借入金及び室蘭工業大学法人債)
- 第25条 学長が必要と認める場合は、法令の定めるところにより文部科学大臣の許可を受け、法人法第33条に定める長期借入金をし、又は室蘭工業大学法人債を発行することができる。

(出資)

第26条 出資は、法令の定めるところにより、文部科学大臣の許可を受けて行うことがで きる。

(資金の前渡)

第27条 本学の業務運営上必要があるときは、役員又は職員に対し、資金を前渡すること ができる。

第7章 契約

(契約の原則)

第28条 契約を締結しようとする場合においては、手続きの適正と迅速性を全うしつつ、 全て競争に付さなければならない。ただし、契約の性質上、これにより難い場合は、随 意契約によることができる。

(契約の方式)

- 第29条 売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第2項及び第3項に 規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより一般競争に付さなければなら ない。
- 2 契約が次の各号のいずれかに該当する場合においては、指名競争に付することができる。
  - (1) 契約の性質又は目的により、競争に加わるべき者が少数で、前項の競争に付する 必要がない場合
  - (2) 前項の競争に付することが不利と認められる場合
  - (3) 予定価格が別に定める基準額を超えない場合
  - (4) 前各号に規定するもののほか、業務運営上特に必要がある場合
- 3 契約が次の各号のいずれかに該当する場合においては、随意契約によることができる。
  - (1) 契約の性質又は目的が競争を許さない場合
  - (2) 緊急の必要により競争に付することができない場合
  - (3) 競争に付することが、不利と認められる場合
  - (4) 予定価格が別に定める基準額を超えない場合
  - (5) 前各号に規定するもののほか、業務運営上特に必要がある場合
- 4 随意契約によることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。
- 5 第1項及び第2項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び第1項の公告の方法その他競争について必要な事項は、別に定める。

(入札の原則)

第30条 前条第1項及び第2項の規定による競争は、入札の方法をもってこれを行わなけ ればならない。

(予定価格)

- 第31条 契約を締結しようとするときは、あらかじめ契約に係る予定価格を作成しなけれ ばならない。ただし、契約の内容が軽易なもの又は契約の性質が予定価格の作成を要し ないと認められるものについては、予定価格の作成を省略することができる。 (落札の方式)
- 第32条 競争に付する場合においては、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最 高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし、本学の支払 の原因となる契約のうち別に定めるものについて、相手方となるべき者の申込みの価格 によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認 められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる おそれがあって著しく不適当であると認められるときは、別に定めるところにより、予 定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって 申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。
- 契約の性質又は目的から前項の規定により難い契約については、価格及びその他の条 件が本学にとって最も有利なもの(前項ただし書きの場合にあっては、次に有利なもの 。)をもって申込みをした者を、契約の相手方とすることができる。

(契約書の作成)

第33条 競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契 約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金に関する事項その他必要な事項を記載した 契約書を作成しなければならない。ただし、別に定める場合においては、これを省略す ることができる。

(監督及び検査)

- 第34条 工事又は製造その他についての請負契約を締結したときは、契約の適正な履行を 確保するため必要な監督をしなければならない。
- 2 前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、その受ける給付 の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若 しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な検査をし なければならない。

(政府調達の取扱い)

第35条 政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)を実施するために必要な 事項は、別に定める。

第8章 決算

(決算の目的)

第36条 決算は、事業年度の会計記録を整理して、予算の執行及び事業年度末の財務状態 並びに運営状況を明らかにすることを目的とする。

(月次決算)

第37条 本学の毎月末における財務状況を明らかにするため、月次決算を行い、月次報告 書を作成するものとする。

(年度末決算)

- 第38条 学長は、次の各号に掲げる書類を作成し、年度末決算を行わなければならない。
  - 貸借対照表 (1)
  - (2) 損益計算書
  - (3) 利益の処分又は損失の処理に関する書類(4) キャッシュ・フロー計算書

  - (5) 国立大学法人等業務実施コスト計算書
  - (6) 附属明細書

第9章 弁償責任及び内部監査

(会計業務上の義務と責任)

- 第39条 本学の役員及び職員は、財務及び会計に関して適用又は準用される法令並びにこ の規則その他本学の定めるところに従い、善良な管理者の注意をもって、それぞれの職 務を行わなければならない。
- 2 本学の役員及び職員は、故意又は重大な過失により前項の規定に違反して、本学に損 害を与えた場合は、その損害を弁償する責を負わなければならない。

(弁償責任の決定及び弁償命令)

- 第40条 学長は、前条第2項に掲げる事実が発生したときは、その者につき、弁償責任の 有無及び弁償額を決定するものとする。
- 学長が、前項の規定により弁償責任があると決定したときは、その者に対して弁償を 命ずるものとする。

(内部監査)

第41条 学長は、予算の執行及び会計の適正を期するために必要と認められるときは、特 に命令した役員又は職員に内部監査を行わせるものとする。

第10章 雑則

(雑則)

第42条 この規則を実施するために必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年度室工大規則第8号)

- この規則は、平成19年6月22日から施行する。 附 則 (平成20年度室工大規則第4号) この規則は、平成20年4月25日から施行し、平成20年4月1日から適用する。 附 則 (平成20年度室工大規則第47号) この規則は、平成21年4月1日から施行する。